

件名	知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】 特別職の給料減額措置を1年延長するとともに、期末手当の減額措置を26年度限りで廃止する。</p> <p>【改正条例】 知事等の給与の特例に関する条例</p> <p>【改正内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例の有効期限の延長 「平成27年3月31日まで」 → 「平成28年3月31日まで」 2 期末手当の減額措置の廃止 「期末手当の計算基礎となる給料月額は、減額後の額を適用」 → 「期末手当の計算基礎となる給料月額は、減額前の額を適用」 <p>【参考】 給料月額の減額率</p> <p>知事：25%</p> <p>副知事：15%</p> <p>教育長、管理者、常勤監査委員：12%</p>	
施行日	公布日
<p>【その他参考事項】</p>	